

説明資料

第 3 回定例会

議案第 52 号

令和 8 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 3 号）

企画部

令和8年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号） 説明資料

一般会計補正予算額 △190,044千円

予算規模：22,257,738千円－190,044千円＝22,067,694千円

(1) 歳出（通常）

（単位：千円）

所 属	補正額計	補正額	番号	説 明
①危機管理監	2,449	2,170	1	〔消防施設管理費〕 修繕料 調査設計監理委託料 等
		335	2	〔防犯施設管理事業費〕 修繕料
		△ 56	3	〔その他〕 非常備消防費 災害対策費
②総務部	3,488	△ 6,259	4	〔人件費 人事管理事業費〕 共済費 職員手当等 報酬 等
		6,000	5	〔公有財産管理費〕 工事請負費 調査設計監理委託料
		3,747	6	〔その他〕 地域活動拠点施設費 総務一般管理費 等
③企画部	28,886	15,671	7	〔生活路線確保対策事業費〕 お太助ワゴン運行業務委託料 路線バス運行業務委託料 等
		11,119	8	〔光ネットワーク管理運営費〕 工事請負費
		2,096	9	〔その他〕 地域情報化推進事業費 情報教育推進基盤整備事業費 等
④市民部	1,418	1,101	10	〔人権推進事業費〕 修繕料 危険木等処理業務委託料 等
		220	11	〔人権福祉センター運営事業費〕 旅費 空調設備保守点検委託料 等
		97	12	〔その他〕 環境政策事業費 動物管理指導事業費
⑤福祉保健部	3,761	5,957	13	〔乳幼児医療公費負担事業費〕 システム改修業務委託料 旅費
		5,100	14	〔公立保育所管理運営費〕 工事請負費 会計年度任用職員報酬（時間報酬等） 等
		△ 7,296	15	〔その他〕 介護保険特別会計繰出金 国民健康保険特別会計繰出金 等
⑥産業部	△ 279,062	△ 396,275	16	〔畜産振興事業費〕 強い農業づくり事業補助金 畜産クラスター事業補助金
		80,332	17	〔林業総務管理費〕 公共建築物等木造木質化推進事業補助金 広島県森林協会会費 等
		36,881	18	〔その他〕 担い手育成事業費 中山間地域等直接支払事業費 等
⑦建設部	3,326	△ 30,422	19	〔下水道事業会計事業費〕 下水道事業会計補助金
		20,000	20	〔水道事業費〕 広島県水道広域連合企業団負担金
		13,748	21	〔その他〕 市有住宅管理費 清流園管理運営事業費 等
⑧消防本部	△ 344	△ 125	22	〔消防活動管理費〕 旅費 備品購入費
		△ 108	23	〔火災予防事業費〕 旅費 会計年度任用職員報酬（月額報酬） 等
		△ 111	24	〔その他〕 消防総務管理費 指令施設管理費
⑨教育委員会事務局	35,036	15,258	25	〔体育施設維持管理費〕 工事請負費 体育施設管理委託料 等
		5,790	26	〔小学校施設・設備等管理整備事業費〕 備品購入費 工事請負費 等
		13,988	27	〔その他〕 中学校施設・設備等管理整備事業費 個別最適な学び推進事業費 等
歳出合計（1）	△ 201,042	△ 201,042		

(2) 歳出（災害関連）

(単位：千円)

所 属	補正額計	補正額	番号	説 明
①産業部	10,998	10,999	28	〔農地災害復旧費〕 工事請負費
		△ 1	29	〔林業施設災害復旧費〕 旅費
歳出合計 (2)	10,998	10,998		

歳出合計 (1) + (2)	△ 190,044	△ 190,044	
-------------------	-----------	-----------	--

(3) 歳入

(単位：千円)

区 分	補正額	説 明
①分担金及び負担金	1,309	農地災害復旧事業分担金
②国庫支出金	3,273	地域診療情報連携推進費補助金 地域生活支援事業費等補助金 等
③県支出金	△ 362,897	強い農業づくり事業交付金 畜産クラスター事業補助金 等
④財産収入	10,989	物品売払収入
⑤寄附金	6,000	総務費指定寄附金
⑥繰入金	189,299	財政調整基金繰入金 森林環境譲与税基金繰入金 等
⑦諸収入	83	生涯学習関係雑入 後期高齢者保健事業受託収入 等
⑧市債	△ 38,100	下水道事業 一般会計出資債 等
歳入合計	△ 190,044	

安芸高田市公共建築物等木造木質化推進事業補助金事業について

1. 目的

地域の林業・木材産業の発展を図るため、地元産材を活用した公共建築物等の木造・木質化事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2. 対象建築物

学校、保育所、老人ホーム、病院、図書館、道路、橋梁などの公共性の高い建築物や工作物。

3. 対象者

社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、および市長が必要と認める法人。

4. 補助対象事業

地元産材を利用した木造木質化事業。ただし、同様の目的の他の補助事業と重複する場合は対象外。

5. 補助対象経費

材料費、伐採費、運搬費、加工費、その他市長が適当と認める費用。

6. 補助率及び補助金額

補助対象経費の 10/10 以内の額（1,000 円未満切捨）とし、予算の範囲内とする。

7. 今後のスケジュール

項目	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
(1) 補助金交付申請	↔						
(2) 補助金交付決定		↔					
(3) 補助金実績報告							↔
(4) 補助金確定通知							↔

吉田地区認定こども園整備事業

